

最終更新日:2015年7月10日

株式会社バイテック

代表取締役会長兼社長 今野 邦廣

問合せ先:取締役執行役員 成瀬 達一

証券コード:9957

<http://www.vitec.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値の向上を目指し、従業員の生活の安定、株主への利益還元及び利害関係者に対する社会的責任を果たして行くことが経営者の責務と考えております。そのためには経営の透明性・公正性の確保及び効率性の向上を実現するためのコーポレート・ガバナンスの確立が重要であると考えております。その一環として2015年6月24日をもって「監査等委員会設置会社」に移行しました。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ケイエムエフ	3,790,000	26.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	736,000	5.11
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 ソニー株008口再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	717,000	4.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	450,800	3.13
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	345,100	2.40
バイテック従業員持株会	340,581	2.36
キャノン電子株式会社	330,700	2.30
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	321,696	2.23
株式会社三菱東京UFJ銀行	321,517	2.23
株式会社三井住友銀行	318,734	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	25 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	その他の取締役
取締役の人数 更新	16 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
瀧本 和男	公認会計士											
松山 遙	弁護士											
金丸 和弘	弁護士											
手塚 仙夫	公認会計士								△			
西村 文孝	他の会社の出身者					○						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀧本 和男	○	○	——	瀧本和男氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有するとともに、公認会計士としての専門的な経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。
松山 遙	○		——	松山遙氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。
金丸 和弘	○		——	金丸和弘氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。
手塚 仙夫	○		——	手塚仙夫氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての

				専門的な経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。
西村 文孝	○		——	西村文孝氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、ソニーに長年在籍していることから、業界に精通しており、当社の監査業務の強化を期待したためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	6	1	1	5	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する機関として監査等委員会事務局を設置しています。監査等委員会事務局は、監査等委員会及び監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項について、監査等委員の指示に従い職務を行います。また監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動については監査等委員会に報告の上、監査等委員会の意見を尊重して決定しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員会は公正、客観的な監査を行う事を目的に原則毎月1回開催いたします。また、取締役会に出席し、監査等委員以外の取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人との相互連携により、監査の実効性の充実に努めてまいります。

内部監査につきましては、社長直轄の監査部が担当しており、年度の監査計画書に従い業務全般にわたって厳正中立の立場から内部監査を実施しております。
監査結果は、直接社長に文書で報告しております。社長は、監査報告書の内容を検討し、必要ある場合は担当部門を通じて監査対象部門及び関連部門に改善命令を出しております。
監査等委員会との連携につきましては「内部監査規程」にしたがい、その職務を補助すべきことを明確にしております。

- ・監査部は監査計画立案にあたって事前に監査等委員会と十分協議すること
- ・監査結果について経営会議に報告するとともに、監査等委員会へ報告すること
- ・監査等委員からの監査結果等についての照会を文書で回答すること

監査等委員会監査は、取締役の執行監査を行い、取締役会などの重要な会議に出席するほか、監査部が行う業務監査に同行し、業務監査の指導・助言を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成27年6月24日開催の第28回定時株主総会において、従来の報酬枠を廃止し、従来の業績連動型報酬制度同等の報酬制度を導入することが決議されている。なお、算定基準は取締役会で決定する。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2015年3月期における取締役・監査役の報酬は次の通りです。

区分	支給人員	支給額
取締役	5名	152,400千円
(うち社外取締役)	(1)名	(2,400千円)
監査役	3名	20,100千円
(うち社外監査役)	(3)名	(4200千円)

1. 当事業年度における取締役の報酬限度額(年額)は300,000千円(平成9年6月27日株主総会決議)、監査役の報酬限度額(年額)は25,000千円(平成20年6月25日株主総会決議)でありましたが、平成27年6月24日開催の第28回定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬限度額を500,000千円、監査等委員である取締役の報酬限度額を50,000千円と定めることが決議されております。
2. 当事業年度末日における取締役は5名(うち社外取締役は1名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であります。
3. 当社は、平成21年6月24日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって取締役の役員退職慰労金制度を廃止しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年6月24日開催の第28回定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬限度額を500,000千円、監査等委員である取締役の報酬限度額を50,000千円と定めることが決議されております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役をサポートする専属の担当部署は設置しておりませんが、必要に応じて関係部署が社外取締役をサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(取締役及び取締役会)

有価証券報告書提出日現在、監査等委員である取締役以外の取締役は10名であります。定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行います。

(監査等委員会)

当社の監査等委員である取締役は6名で、内5名が社外取締役で構成されています。監査等委員会は公正、客観的な監査を行う事を目的に原則毎月1回開催いたします。また、取締役会に出席し、監査等委員以外の取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人との相互連携により、監査の実効性の充実に図ってまいります。

(内部監査及び監査等委員会)

内部監査につきましては、社長直轄の監査部が担当しており、年度の監査計画書に従い業務全般にわたって厳正中立の立場から内部監査を実施しております。

監査結果は、直接社長に文書で報告しております。社長は、監査報告書の内容を検討し、必要ある場合は担当部門を通じて監査対象部門及び関連部門に改善命令を出しております。監査等委員会との連携につきましては「内部監査規程」にしたがい、その職務を補助すべきことを明確にして

おります。

- ・監査部は監査計画立案にあたって事前に監査等委員会と十分協議すること
- ・監査結果について経営会議に報告するとともに、監査等委員会へ報告すること
- ・監査等委員からの監査結果等についての照会を文書で回答すること

監査等委員会監査は、取締役の執行監査を行い、取締役会などの重要な会議に出席するほか、監査部が行う業務監査に同行し、業務監査の指導・助言を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、平成27年6月24日開催の定時株主総会における定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行しました。これにより、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置し、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指してまいります。

取締役会においては、経営上の最高意思決定機関として当社及びグループ会社の経営戦略に基づいた経営の重要事項について審議決定を行うとともに、法令及び定款に定められた事項を決議し、それに基づいた業務執行状況を監督しております。監査等委員会は経営の透明性と客観性を担保する為、過半数の社外取締役を設置し、適法性監査のみならず、妥当性監査を行い、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日について多くの株主へ参加頂くため集中日を避けて開催を検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示した資料は原則として開示した当日に当社ホームページに掲載しております。この他、有価証券報告書(四半期報告書)、決算短信、株主通信などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	適時開示については経理部、IR活動は経営企画部、株式事務については総務人事部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はグループは「行動規範」において、企業倫理を徹底し、法令順守や人権の尊重、公正な取引、環境保全に努めるとともに、適時適切な情報提供を行うことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「地球上のあらゆる生態系が、自然と調和しつつ持続的な成長ができる状態」を守ることが、人類最大の課題であると認識しており、限りある資源を大切に有効活用し、環境に負荷を与えない経営活動を行って参ります。環境問題の本質とその対策について、認識できる体制の構築を目指して参ります。また、環境問題について深い認識と意識改革をもてるよう従業員及び組織のために働くすべての人に啓蒙を行って参ります。CSR活動については、当社グループ共通の企業活動の基本姿勢を示した「行動規範」を定め、グループ内への周知・徹底と実践に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「行動規範」において、自らの活動について適時適切な情報提供を行うことを定めております。
その他	「行動規範」において、人権を尊重し社員が資質向上と能力開発を最大化できる機会と環境を構築できるよう定めております。また社員が仕事と家庭を両立し、継続して働くことができるよう、育児・介護休暇制度や短時間勤務制度を導入しております。会社として人材の確保や生産性の向上を図りながら、活躍の場を提供できるように取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)法令、定款、規程、企業倫理を遵守した行動をとるための「バイテック、グループ行動規範」を定め、これを遵守することを全取締役及び全従業員に徹底させる。
(2)財務報告の適正性及び信頼性を確保するための運営組織である「内部統制委員会」による内部統制の整備状況および運用状況の評価を行う。
(3)内部通報制度の導入によって、バイテック、グループ行動規範の違反を早期に把握し、速やかに問題解決できるような体制を構築する。
(4)反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、当社の「情報、文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社及び子会社の取締役は自己の分掌範囲についてのリスク管理体制として、「リスク管理規程」にもとづき、会議などを開催しモニタリングを行う。また、重要度に応じて、親会社の取締役会へ報告する体制を構築する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、子会社の取締役会、親会社の取締役会を、それぞれ月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、重要事項については事前に各種会議等で審議した上で、決議機関に上程することで職務執行の効率性を確保する。
(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織、業務分掌規程」及び「職務権限規程」に従い、所属長がその責任範囲と権限において執行する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社における業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」にしたがい、当社への決裁、報告を行うほか、毎月、子会社の取締役会の決議・報告内容を、親会社の取締役会において報告する。また監査部が子会社について内部監査を行い規程の遵守状況について確認する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査等委員会が必要に応じて監査部に調査の依頼をすることができる。この場合、監査等委員会の監査業務を補助する範囲内において、指揮命令権限は監査等委員会に帰属するものとし、取締役及び他の従業員はその権限を有しない。
(2)監査部は監査等委員会との連携をとることを「内部監査規程」に定める。
 - ・監査部は監査計画立案にあたって事前に監査等委員会と十分協議する。
 - ・監査結果について取締役会に報告するとともに、監査等委員会へ報告する。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人及び監査役は、監査等委員会に以下の報告を行う。
 - ・取締役会にて決議又は報告した事項
 - ・会社に着しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合
 - ・従業員が法令、定款違反をするおそれがある場合
 - ・その他会社の業績に影響を与える重要な事項
 - ・監査等委員会から報告及び資料の提出を求められた事項
(2)監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない事を確保する体制を構築する。
(3)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員の請求に従い速やかに行い得る体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

